

令和8年度  
北上市ごみ処理実施計画

令和8年4月  
北上市

## 目 次

序 章	2
第1章 北上市におけるごみ処理の現状	
1 はじめに	2
2 北上市におけるごみの排出状況と課題	3
(1) ごみの排出状況	3
(2) 家庭から排出されるごみ	3
(3) 事業所から排出されるごみ	4
(4) 可燃ごみの焼却	4
(5) 一般廃棄物の排出状況	4
第2章 ごみ処理経費	
1 ごみ処理にかかる総経費及び実処理経費	4
第3章 ごみ減量・リサイクル推進の取り組み	
1 北上市環境基本計画の基本目標値	6
2 ごみ減量・リサイクル推進のための取り組み	6
第4章 環境負荷の少ないごみ処理体制の確立	
1 ごみ収集体制とその整備	9
(1) 家庭ごみの収集計画及び分別収集の推進	9
(2) 事業系一般廃棄物の収集体制確立	9
(3) 中間処理計画	10
2 ごみ集積場所の適正な設置と維持管理	10
3 ごみ処理施設の維持管理と整備	10
(1) 焼却施設	10
(2) 不燃ごみ処理施設	11
(3) 最終処分場	11



平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手中部クリーンセンター稼働</li> <li>・ごみ分別アプリ配信開始</li> <li>・集団資源回収品目の拡大(衣類)</li> </ul>
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀体温計の拠点回収を開始</li> </ul>
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3010 運動啓発開始</li> <li>・外国語版ごみ分別ポスター作成(英語、中国語、ベトナム語)</li> </ul>
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語版ごみ分別ポスター作成(韓国語、ポルトガル語)</li> <li>・家庭ごみ手数料袋の原材料に植物由来原料を 10% 配合</li> </ul>
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋有料化に合わせ、市内コンビニ全店舗と協力し、海洋プラスチックごみ問題の啓発を実施（プラスチックごみ削減 7.1 行動）</li> <li>・家庭系食品ロスの実態調査を実施</li> </ul>
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバッグキャンペーンの実施（ユニバース北上花園町店）</li> </ul>
令和 5 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入</li> <li>・家庭用パソコン等の無料宅配回収を行っている事業所と協定締結</li> <li>・危険ごみ及び製品プラスチックの試行回収の実施</li> </ul>
令和 6 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険ごみ及び製品プラスチックの試行回収の実施</li> </ul>
令和 7 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の多言語化 (英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語)</li> </ul>

## 2 北上市におけるごみの排出状況と課題

### (1) ごみの排出状況

北上市における一般廃棄物の排出状況は、手数料化実施後は緩やかに減少傾向にあり、概ね目標値に近い数値で推移しています。

今後も県内経済の活性化による廃棄物の排出量の高止まりが予想されるほか、平成27年10月に岩手中部クリーンセンターが稼働したことに伴い、硬質プラスチックが不燃ごみから可燃ごみに区分変更となり、可燃ごみの排出量が増加傾向にあるため、社会経済状況や市民・事業者の変化を捉えたごみの分別指導を実施するほか、さらなる減量対策が必要です。

### (2) 家庭から排出されるごみ

平成 20 年 12 月から家庭ごみ手数料化を実施しただけでなく、ごみ減量等地域説明会を随時実施し、ごみ減量とリサイクル推進を図るとともに、ごみの発生抑制を啓発してきました。

硬質プラスチックが不燃ごみから可燃ごみに変更になったことや小型家電の拠点回収の実施、資源ごみの店頭回収の浸透により、不燃ごみ及び資源ごみは減量となっています。

家庭系可燃ごみ組成分析の結果から、紙類とプラスチック類などの資源化できるごみが可燃ごみに含まれて排出されており、さらなる減量が可能であると言えます。

分別の徹底、店頭回収の活用など、ごみの減量と資源の有効利用や食品ロス削減についての啓発を強化することにより、ごみ減量・4Rの意識高揚を図る必要があります。

### (3) 事業所から排出されるごみ

事業系ごみの排出量は、平成16年の搬入規制と分別の徹底、平成20年7月のごみ処理手数料の改定により、家庭ごみの量と比例するように減量となっていました。平成23年度以降、震災復興と社会経済の活性化により排出量は増加傾向に転じ、令和元年度からは、コロナ禍により減少傾向に転ずるなど、社会情勢を反映した形で推移しています。

事業所に対して、ごみの分け方・出し方の資料を配布するなど、資源ごみ分別の徹底やリサイクルの協力要請、飲食店における食品ロス削減の働きかけを強化するなど、事業系ごみ削減に向けた啓発活動を強化していく必要があります。

### (4) 可燃ごみの焼却

可燃ごみは、平成27年9月まで市清掃事業所において焼却処理を実施していましたが、平成27年10月から花巻市、北上市、遠野市、西和賀町の4市町による広域での可燃ごみの焼却処理を実施しています。

社会経済状況や市民・事業者の変化を捉え、ごみ減量・4Rの取組みを推進し、家庭ごみ手数料化後のリバウンド防止や事業系ごみの減量対策を実施していく必要があります。

### (5) 一般廃棄物の排出状況

平成20年12月からごみの減量化とリサイクルの推進、ごみ処理費用負担の公平化、ごみ減量の市民意識の向上を目的に家庭ごみ手数料化を実施し、平成21年度には実施前と比較し一人1日当たり100g減量を実現しています。

持続可能な未来をつくるため、ごみの減量やリサイクルについて考えるほか、食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組みます。また、近年の傾向として、人口は減少しつつも世帯数は増加傾向にあり、家庭ごみのリバウンド防止と事業系ごみの減量のため、4Rを推進し一般廃棄物の排出量抑制を実現します。

## 第2章 ごみ処理経費

### 1 ごみ処理にかかる総経費及び実処理経費

北上市における総ごみ処理経費は、ごみの総量は減少傾向にあるものの、ごみ収集や処理に係る経費の増加と、最終処分場管理棟における大規模な設備更新等により、令和6年度は約6億5,400万円ほどの経費がかかっています。

その内訳は、収集運搬費3億4,200万円、中間処理費2億4,500万円、最終処分費6,200万円、その他500万円で、市民一人当たり換算では年間約7,183円、1世帯当たりでは年間約15,633円となっています。

令和6年度における歳入は、ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、再商品化合理化拠出金などを含めて約2億900万円であり、歳入を差し引いた市負担のごみ処理経費は約4億4,400万円となっています。

なお、平成27年10月から可燃ごみは岩手中部広域行政組合の岩手中部クリーンセンターにおいて広域により焼却処理されており、焼却に係る負担金は各市町のごみ量により決定する方式となっています。今後、中間処理費に影響する負担金の推移について注視を続けます。

なお、北上市におけるごみ処理経費の推移は（表－1）のとおりです。

（表－1）北上市におけるごみ処理経費の過去5年間の推移 （単位：千円）

年 度	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	その他	合 計	手数料等収入	市負担経費	処理経費 (円/人)
R 2	280,734	152,188	29,377	7,588	469,887	197,423	272,464	5,087
R 3	291,979	151,945	78,895	13,723	536,543	207,103	329,440	5,800
R 4	305,869	212,383	57,045	9,026	584,323	231,496	352,827	6,335
R 5	322,661	207,200	141,664	7,695	679,220	203,980	475,240	7,407
R 6	341,678	245,069	62,739	5,024	654,510	209,762	444,748	7,183

## 第3章 ごみ減量・リサイクル推進の取り組み

### 1 北上市環境基本計画、ごみ処理基本計画の基本目標値

家庭ごみ手数料化の実施とごみ処理手数料の改定などにより家庭系ごみと事業系ごみが減量になりましたが、東日本大震災以降はその影響から増加傾向にあります。リバウンド防止のためごみ削減に向けた取り組みを強化するとともに、家庭ごみ手数料化等により引き続き市民の減量意識の啓発が必要です。

また、北上市環境基本計画とごみ処理基本計画の目標値（表－２）達成に向け、ごみの発生抑制及びごみ削減に向けた取り組みを市民、事業者、市が共に展開していく必要があります。

（表－２）環境基本計画及びごみ処理基本計画の基本目標値

環境項目	計画掲載値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
一人1日当たりのごみ排出量	665g/人・日	641g/人・日	626g/人・日
リサイクル率	38.0%	35.1%	39.0%
最終埋立量	1,363t/年	1,058t/年	1,206t/年

### 2 ごみ減量・リサイクル推進のための取り組み

平成20年12月から実施した家庭ごみ手数料化により、家庭ごみが平成19年度と比較し平成21年度には約16%程度の減量となりましたが、世帯数や事業所数の増加、復興関連事業に伴う交流人口の増加、経済・消費活動の活性化などの影響により、減量のペースが鈍化しています。

今後も復興関連や県内経済の活性化による廃棄物の排出量の高止まりが予想されることから、ごみ減量・リサイクル推進のための重点施策を（表－３）に、家庭ごみの排出抑制及びリサイクルの推進の取り組みを（表－４）に、事業系ごみの排出抑制及びリサイクル推進の取り組みを（表－５）に定め、ごみ排出量の抑制とリサイクル推進のため、市、市民、事業者間で連携し取り組みます。

（表－３）ごみ減量・リサイクル推進のための重点施策

#### 【家庭系ごみ】

- ① 食べ切り等による食品ロス削減
- ② 小型家電の拠点回収の拡大
- ③ 店頭回収の利用とエコショップ認定店活用の推進及び啓発
- ④ ごみ発生抑制講座によるリバウンド防止のための啓発活動の推進
- ⑤ マイバッグ推進
- ⑥ 資源ごみ収集方式の検証及び不適正排出対策
- ⑦ 生ごみリサイクルの推進
- ⑧ 集合住宅のごみ集積所における管理体制及び不適正排出対策
- ⑨ 市内の不法投棄対策

#### 【事業系ごみ】

- ① 飲食店等の食品ロス削減
- ② 一般廃棄物と産業廃棄物の分別の徹底
- ③ 排出抑制と資源ごみ分別指導の徹底
- ④ 生ごみリサイクルの推進

(表-4) 家庭ごみの排出抑制及びリサイクル推進のための取り組み

	施 策
ごみの発生抑制	<p><b>1 家庭ごみ手数料化実施後の検証とリバウンドの防止</b>            手数料化について、排出量、単位排出量、不法投棄、経費などを総括し、検証することとします。また、その検証に基づき原因を追求し、状況結果については、市民等に地域説明会または広報等を通じて啓発します。</p> <p><b>2 発生抑制、再使用、再生使用、ごみになるものを断る4Rを推進</b>            市民に家庭ごみ発生抑制のアイデア等を紹介し、生活様式の見直しを図りながらごみ減量・発生抑制に取り組む働きかけをします。            具体的には、公衆衛生指導員を窓口にしながら各地区に働きかけ、必要に応じてごみ減量とリサイクルの推進について市民周知を実施します。また、ごみの発生抑制対策として、市が主催するイベント等において啓発資材を配布するなどして市民周知を図ります。</p>
リサイクルの推進	<p><b>1 資源ごみ分別の徹底</b>            可燃ごみ、不燃ごみの中には、まだ多くの資源ごみが含まれていることから、出前講座や広報等による啓発活動強化により、一層の資源ごみ分別の徹底強化を図っていきます。</p> <p><b>2 その他紙・その他プラの分別の徹底</b>            令和5年度の可燃ごみ組成分析の結果、可燃ごみ中の紙・布類の割合が52.8%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の割合が29.9%と高いことから、特にその他紙及びその他プラの分別の徹底を図ります。</p>
啓発活動	<p><b>1 ごみ減量、リサイクルの啓発</b>            出前講座等により、ごみ減量・リサイクルの普及推進を図ります。</p> <p><b>2 集合住宅対策</b>            集積所をめぐるトラブルを解消するため、集合住宅への専用集積所設置を積極的に進めます。</p> <p><b>3 不法投棄対策</b>            ごみの不法投棄やポイ捨てを防止するため、市公衆衛生組合連合会やごみ減量専任指導員による定期的なパトロールや不法投棄監視カメラの設置など、地域と連携を図りながら、良好な地域環境の保全に努めます。            また、不法投棄の排出者が特定できる場合には、直接指導や他の自治体等関係機関と連携し、指導を行い、不法投棄の未然防止、早期発見、迅速な対応に一層努めていきます。</p> <p><b>4 ごみの適正排出対策</b>            転入者や住所登録をしていない住民等に向け、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」により集積日やごみ分別に関する情報を提供し、集積所への適正排出を促します。            また、ごみ百科やごみカレンダー等のごみ情報の多言語化を図り、外国人へのごみの分け方・出し方支援を進めます。</p>

(表-5) 事業系ごみの排出抑制及びリサイクル推進のための取り組み

	施 策
ごみの発生抑制	<p><b>1 ごみ減量・リサイクル推進の為の情報提供</b> 事業者がごみ減量・リサイクルを推進するための情報を積極的に提供していきます。</p> <p><b>2 「いわて地球環境にやさしい事業所認定」制度の普及推進</b> 岩手県が平成16年度から実施している、「いわて地球環境にやさしい事業所認定制度」の普及を推進するため、事業所へ情報を提供します。</p> <p><b>3 ゼロエミッション推進に向けた支援</b> 岩手県が実施している「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金」について事業所へ情報を提供していきます。</p> <p><b>4 食品ロスの削減</b> 飲食店等での食べ残しを削減するよう30・10運動の実施を働きかけていきます。</p>
リサイクルの推進	<p><b>1 事業系可燃ごみ・不燃ごみの分別指導強化</b> 事業系可燃ごみの中には多くの「資源ごみ」が含まれています。社会情勢の変化により増減する傾向にあり、岩手中部クリーンセンターへの搬入規制も視野に入れた指導強化を行います。 事業系不燃ごみは、事業活動に伴うものは産業廃棄物に該当するため、一般廃棄物としては基本的には発生しませんが、市清掃事業所へ事業系不燃ごみとして搬入される場合があります。 発生したごみを廃棄物処理法等の環境法令に沿った適正な処分や分別の徹底、資源化できるごみの再資源化に努めるようホームページやパンフレット配布などにより事業系ごみの分別・出し方について指導を行います。</p> <p><b>2 事業系生ごみリサイクルの推進</b> 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という。）が平成19年に改正され、基本方針により目標値が示された16業種に属する事業所に対し、国や県とともに生ごみのリサイクル推進を働きかけていきます。</p>

## 第4章 環境負荷の少ないごみ処理体制の確立

### 1 ごみ収集体制とその整備

ごみ収集運搬は、家庭系は業者委託、事業系は許可業者で実施しています。収集方法は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種分別収集によるステーション方式を採用しています。

令和6年度末現在で、可燃ごみ、不燃ごみ集積所は1,977箇所、資源ごみステーションは394箇所設置しています。

#### (1) 家庭ごみの収集計画及び分別収集の推進

廃棄物の種類	収集運搬方法
可燃ごみ	(1) 収集頻度 週に2回 (2) 収集方法 ステーション方式
不燃ごみ	(1) 収集頻度 月に1回 (2) 収集方法 ステーション方式
資源ごみ	(1) 収集頻度 月に2回 (2) 収集方法 ステーション方式 (3) 4カ所の常設ステーション開設
布団・カーペット類	(1) 収集頻度 月に1回 (2) 収集方法 電話又はアプリ申込み
危険ごみ 使用済み乾電池・ライター	(1) 収集頻度 月1回（不燃収集日） (2) 収集方法 ステーション方式
汚泥	電話又はアプリ申込みによる収集

一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集を徹底することは、資源ごみのリサイクル推進を図ることだけでなく焼却処理量の削減になります。可燃ごみを処理している岩手中部広域行政組合の焼却施設管理負担金低減のためにも、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進していきます。

収集品目について、平成25年4月に完全施行された小型家電リサイクル法、平成27年6月に成立した水銀汚染防止法などにより、分別収集の拡充や資源ごみのリサイクル推進のための施策について、市民生活への影響や費用対効果等を総合的に判断し検討します。

家庭ごみの収集は市内全域を対象とし、当面は現在の収集体制を維持し、民間委託により実施します。また、ごみ量の推移を見ながら収集回数の適正化を図ります。

#### (2) 事業系一般廃棄物の収集体制確立

##### 事業系ごみの収集・運搬計画

事業系ごみは事業者責任により、中間処理施設への自己搬入または収集運搬許可業者による搬入が原則です。しかしながら、ごみ収集の経費問題などを背景に事業系ごみが家庭ごみ集積所に少なからず出されている実情があります。

このため、事業系ごみの出し方指導を行うとともに一般廃棄物収集運搬業許可の適正化を図り、事業系一般廃棄物の収集体制の確立を図ります。

### (3) 中間処理計画

#### ① 家庭ごみの中間処理計画

現在、家庭系可燃ごみの中間処理は平成27年10月から4市町（北上市、花巻市、遠野市、西和賀町）で構成する岩手中部広域行政組合の岩手中部クリーンセンターで広域処理されています。

不燃ごみは市清掃事業所で処理していますが、資源ごみの処理は市内の民間企業に加工保管、市外の民間企業に再商品化を委託しています。今後も民間のリサイクル事業と連携しつつ公共事業の費用対効果を高める工夫を重ねていきます。

岩手中部広域行政組合の負担金は、各構成市町のごみ量により負担割合を決定する方式となっているため、本市に係るごみ処理事業全般の検証、評価を行い、ごみ処理の減量化と効率化を図り負担金の軽減に努めます。

#### ② 事業系ごみの中間処理計画

事業系可燃ごみについては、平成27年10月から岩手中部広域行政組合の岩手中部クリーンセンターにおいて処理しています。なお、事業系資源ごみのリサイクルについては、市内廃棄物処理業者の育成を積極的に図りながら、民間によるリサイクルを推進していきます。

## 2 ごみ集積場所の適正な設置と維持管理

ごみ集積所については、市公衆衛生組合連合会を通じた整備費補助を今後も継続して行うとともに、公衆衛生指導員や地区の意見を伺いながら、適正な配置及び収集に努めます。排出ルールを守らない市民のごみや事業所等による地区のごみ集積所へのごみ排出禁止を徹底するため、ごみ減量専任指導員を中心として不適正排出について指導の強化に努めます。

また、転入者や住所登録をしていない住民等に向け、令和5年3月から導入した「さんあ〜る」を活用し、集積日やごみ分別に関する情報を提供することにより集積所への適正排出を促します。

集合住宅は集積所の看板の色を赤色にすることにより地区集積所との差別化を図り、入居者の不適正排出によるトラブル防止策として市設置要綱に基づく既設集合住宅の専用集積所化を推進します。

## 3 ごみ処理施設の維持管理と整備

## (1) 焼却施設

可燃ごみ及び不燃ごみ処理施設から発生する可燃物は、平成27年10月から岩手中部広域行政組合の岩手中部クリーンセンターで焼却しています。

今後は、「北上市清掃事業所・最終処分場維持管理計画」に基づき、国の施設解体に係る補助金の動向を注視しながら適正管理を行います。

### 岩手中部クリーンセンター焼却施設の概要

施設の名称	岩手中部クリーンセンター
所在地	北上市和賀町後藤3地割60番地
竣工年月	平成27年9月
処理方式	ストーカ式＋セメント資源化
公称能力	182 t / 24h (91 t / 24h × 2 炉)
処理能力	年間55,817 t

## (2) 不燃ごみ処理施設

不燃ごみは、北上市清掃事業所内の不燃ごみ処理施設で破砕処理を行っていましたが、令和4年5月の火災により、民間企業への業務委託により処理しています。岩手中部広域行政組合による整備が予定されている広域不燃ごみ処理施設の稼働開始まで、引き続き不燃ごみの適正な処理を行っていく必要があります。

## (3) 最終処分場

最終処分場には、飛灰やセメント資源化できない副生成物、不燃物を埋め立てしていますが、岩手中部クリーンセンターから発生する焼却灰は、洗浄後にセメント資源化しリサイクルしており、埋立量が想定値の50%程度で推移していることから、最終処分場の埋立計画期間を「開始から15年間」から「開始から埋立完了時まで」に変更しています。

中間覆土材に大船渡市からの災害廃棄物由来の復興資材を活用しており、焼却灰については放射能測定し、国の基準値である8,000Bq/kgより厳しい市独自の基準値として設定した1,000Bq/kg以下であることを確認後に埋め立て処理しています。

### 北上市廃棄物最終処分場の概要

施設の名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	北上市臥牛3地割
敷地面積	8.1ha
埋立可能面積	14,700m <sup>2</sup>
埋立可能容量	127,400m <sup>3</sup>